

当補助金の説明会を開催します。申請をお考えの方はご出席ください。

本場 7月1日(月)11時 市場センタービル3階広報コーナー

南部市場 7月5日(金)11時 水産配送センター2階会議室

【令和6年度 横浜市予算事業】 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の 募集開始について

事業概要

横浜市中央卸売市場の仲卸業者等が、業務のデジタル化による業務効率の向上、若しくは脱炭素化の取組による環境負荷軽減への寄与を図る場合、その初期費用の一部を補助します。

応募方法

- ① エントリーシートを提出し、本補助金の対象となることの確認を受けていただきます。
- ② 確認を受けた事業者の方に申請書を提出していただきます。

エントリーシート受付期間

令和6年7月1日(月)～令和6年8月9日(金)

(注意) 期限最終日の午後5時までに提出されたものを有効とします。

対象者

- (1) 本場：青果部仲卸業者・水産物部仲卸業者・関連事業者、その事業者により構成される組合
- (2) 南部市場：青果棟店舗・水産棟店舗で営業する事業者、その事業者により構成される組合

補助率・補助限度額

・補助率：2分の1 ・補助限度額：100万円

補助対象事業

・デジタル化推進事業 ・脱炭素化推進事業

(注意) エントリーシート提出日の翌日以降の契約・発注分が対象となります。

※指定設備一覧⇒



補助対象経費

固定資産取得費、工事請負費、委託費、ファイナンスリース料、賃借料、加盟・登録料、
ソフトウェア・クラウドサービス使用料、既存設備撤去・廃棄経費

※詳細は要綱の別表第2をご覧ください。

各種様式入手方法

説明会にてお知らせします。

スケジュール

令和6年	7月1日(月)	エントリーシート受付開始
	7月1日(月)11時	本場説明会（市場センタービル3階広報コーナー）
	7月5日(金)11時	南部市場説明会（水産配送センター2階会議室）
	8月9日(金)17時	エントリーシート受付終了 エントリー内容確認書はエントリーシート受付後、 2～3週間で交付
	7月～9月	交付申請書受付 【エントリー内容確認書受領後30日以内に提出必要】
	10月上旬	補助金申請者に対して補助金の交付・不交付通知
令和7年	2月28日(金)	補助対象事業の完了最終期限
	3月31日(月)	実績報告書等の提出最終期限
	4月上旬まで	実績報告事業者に対して補助金交付額の確定通知
	4月30日(水)	補助金請求書の提出期限 【補助金の支払いは、補助金請求書提出より30日後となります。】

※注意 当補助金は、エントリーシート提出日の翌日以降の契約・発注分が補助対象となります。したがって、確認書記載の確認日より前に契約・発注した経費は対象外となります。

留意事項

1. 原則として市内中小企業への発注分が補助金の対象となります。
2. 100万円以上の契約は、市内中小企業2者以上から見積書を徴収してください。
3. 市内中小企業に発注できない場合は、発注できない客観的かつ具体的な理由を記載した書面が必要となります。
4. 申請内容に、建物の造作変更を含む場合、下記担当へ連絡し、事業実施にあたり必要な手続きを事前にご確認ください。なお、市場施設に建築し、造作し、若しくは模様替し、又はその原状を変更したときは、当該施設の返還の際、原状回復が必要となります。

加工場整備工事、既存設備の撤去・変更、
冷蔵庫等購入（電気設備を新たに使用）など



・衛生検査所（441-1153）
・運営調整課施設係（459-3325）

5. エントリーシート及び交付申請について

- (1) エントリーシートは、1事業者につき、2枚以上提出することは出来ません。
- (2) エントリーシートは、補助金を申請しようとする事業がこの補助金の目的や補助対象事業に適しているかを事前に確認するためのものです。記載内容について修正を求めることがあります。
- (3) エントリー内容確認書の交付を受けた場合でも、申請書の審査の結果、補助金交付に関する基本的要件の不備（見積書の記載内容、暴力団排除要件等）等により不交付となる場合があります。

6. 全申請書を確認した結果、必要交付額が補助金交付可能総額の上限を超えた場合は、交付額を按分により減額調整することがあります。この場合、令和6年9月中旬までに対象事業者へご連絡します。

7. 事業実績報告書提出時の注意点

(1) 事業完了日から30日以内に提出ください。ただし、最終提出期限は、事業完了日にかかわらず、令和7年3月31日(月)とします。

(2) 発注日を確認できる書類（原則として収入印紙の貼付が必要）、納品を確認できる書類、請求書、及び支払いを確認できる書類が必要となります。

現金払いの場合は領収書、振込みの場合は振込依頼書の写し、もしくは支払日、支払先、支払額が明記された「キャッシュコーナーの振り込みの控え」又は「金融機関の通帳の記載欄の写し」などの令和7年2月28日(金)までに発注先に支払済みであることを証する書類をご用意ください。

<注意> 支払日、支払先が不明な書類は、支払済みであることを証する書類として取り扱えず、補助金額を確定できないため、補助金を交付できなくなります。

問い合わせ先

経営支援課 大庭、深谷

電話：459-3333 E-mail：ke-kohyo@city.yokohama.jp

F A X：459-3307